社会福祉法人 慈悲庵　指定(介護予防)福祉用具貸与事業所

運 営 規 程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人 慈悲庵（以下「事業者」という。）が開設するホームケアいおり（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者（以下「福祉用具専門相談員」という。）が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）福祉用具貸与を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2　事業所の福祉用具専門相談員は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定（介護予防）福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、指定（介護予防）福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

3　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称　　ホームケアいおり

（2）所在地　　〒431-2102　静岡県浜松市浜名区都田町 16 番地の 5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者　　１名（常勤、福祉用具専門相談員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

（2）福祉用具専門相談員　２名以上（常勤換算方法）

福祉用具専門相談員は、指定（介護予防）福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たる。

（3）事務職員　　必要数

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1）営 業 日　月曜日から金曜日までとする。（但し、１２月２９日～１月３日の休業日を除く）

（2）営業時間　午前８時３０分から午後１７時３０分までとする。

（指定（介護予防）福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額）

第６条　指定（介護予防）福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

（1）指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。

（2）指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する指定（介護予防）福祉用具の貸与を行う。

2　この事業所において取り扱う指定（介護予防）福祉用具貸与の種目は次のとおりである。

（1）　車いす

（2）　車いす付属品

（3）　特殊寝台

（4）　特殊寝台付属品

（5）　床ずれ防止用具

（6）　体位変換器

（7）　手すり

（8）　スロープ

（9）　歩行器

（10）歩行補助杖

（11）認知症老人徘徊感知機器

（12）移動用リフト（つり具の部分を除く。）

（13）自動排泄処理装置

3　指定（介護予防）福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別添カタログ並びにチラシに記載のとおりとし、当該指定（介護予防）福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

4　法定代理受領以外の利用料については、別添カタログ並びにチラシに記載のとおりとする。

5　利用料の算出方法について、レンタル料は１ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。

（1）契約の開始日がその月の１５日以前の場合は月額レンタル料相当額

（2）契約の開始日がその月の１６日以後の場合は月額レンタル料の１／２相当額

（3）契約の終了日がその月の１５日以前の場合は月額レンタル料の１／２相当額

（4）契約の終了日がその月の１６日以後の場合は月額レンタル料相当額

（5）レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

（6）介護保険給対象外のサービスとなる場合（サービス利用の全部及び一部が区分支給限度基準額を超える場合を含む）には全額自己負担となります。

6　次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（1）通常の事業実施地域以外への搬入搬出（１㎞あたり１００円）。
（2）有料道路を利用した場合は実費を徴収するものとする。
7　指定（介護予防）福祉用具の搬入搬出に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
8　前３項より６項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
9　指定（介護予防）福祉用具貸与の開始に際し、予め利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。
10 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）福祉用具貸与に係わる利用料の支払いを受けた場合は、指定（介護予防）福祉用具貸与の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業実施地域）
第 7 条 通常の事業の実施地域は、静岡県磐田市、静岡県浜松市、静岡県湖西市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市、愛知県新城市の全域とする。

（福祉用具の消毒方法等）
第 8 条 福祉用具の貸与に当たっては、回収した福祉用具をその種類、材質にあわせて別添標準作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と分別して保管を行う。なお、福祉用具の保管、消毒については株式会社ワキタケアネット、株式会社ヒガシトゥエンティワン、パラマウントケアサービス株式会社、株式会社セリオ、フランスベッド株式会社、東山産業株式会社、株式会社豊通オールライフに委託して行う。

（虐待防止に関する事項）
第 9 条 事業所の管理者及び従業者は、高齢者虐待防止法に基づき、利用者等の人権擁護と高齢者虐待の発見と防止に努め、訪問した利用者宅にて高齢者虐待を発見した場合は、市町村等関係各所に速やかに通報するものとする。
2　利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、研修の実施等を行う。

（身体的拘束等の適正化）
第 10 条　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

（ハラスメント）
第 11 条 管理者は、ハラスメント行為を従業者に周知して、個人の尊厳を守り働く人が能力を十分に発揮できるようにする。

2　ハラスメント相談窓口を設け、相談者等に対して不利益になる取り扱いはいたしません。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第 12 条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2　前項に定めるカスタマーハラスメントには、言動の内容や手段や態様が社会通念上許容される範囲を超える行為を含むものとするが、これらに限られるものではない。

3　事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4　事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、利用契約の解除やサービス利用の停止、弁護士や警察等の法的措置を講ずることがある。

（非常災害対策）

第 13 条　災害の発生時には、事業継続計画に基づいた対応を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

（1）採用時研修　採用後６ヶ月以内

（2）継続研修　　年１回

2　秘密の保持

（1）従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

（2）従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3　掲示及び目録の備え付け

（1）事業所の見やすい場所に運営規定を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。運営規定の概要等の重要事項等については、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、必要な情報をウエブサイトに掲載、公表をする。

（2）サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。

4　正当な理由なく指定（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。

5　自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定（介護予防）福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。

6　要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

7　利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

介護予防サービス計画が作成されている場合には、指定（介護予防）福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。

8　利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供する。

9　従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。

10 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

11 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈悲庵と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規則は、令和４年１１月１日から改正施行する。

この規則は、令和５年１０月１日から改正施行する。

この規則は、令和６年１月１日から改正施行する。

この規定は、令和６年４月１日から改正施行する。

この規程は、令和８年10月１日から改正施行する。